

条 例	施 行 規 則
<p>大阪府製造業の創業及び設備投資並びに産業集積の促進に係る法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の税率等の特例に関する条例（平成十九年大阪府条例第十二号）</p> <p>（産業集積促進地域の指定等）</p> <p>第九条 知事は、市町村の長の申出に基づき、当該市町村の一定の地域において産業の集積の維持及び促進を行う必要があると認めるときは、当該地域を産業集積促進地域として指定することができる。</p> <p>2 市町村の長は、規則で定める事項を記載した産業の集積の促進に関する計画に係る書面を知事に提出することにより、前項の申出をすることができる。</p> <p>3 知事は、第一項の規定により指定するときは、その旨及び当該指定に係る地域を公示しなければならない。</p> <p>4 前三項の規定は、産業集積促進地域の地域の変更及び指定の解除について準用する。</p>	<p>大阪府製造業の創業及び設備投資並びに産業集積の促進に係る法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の税率等の特例に関する条例施行規則（平成十九年大阪府規則第四三号）</p> <p>（産業集積促進地域の要件）</p> <p>第九条 条例第九条第一項の規定による同項の産業集積促進地域（以下「産業集積促進地域」という。）の指定の要件は、当該地域が次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 市町村が産業の集積の維持及び促進を図る地域であること。</p> <p>二 原則として、自然的社会的条件からみて一体の地域であること。</p> <p>三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の工業地域若しくは工業専用地域における工業の集積地、同項第二号の特別用途地区、同項第九号の臨港地区又は同項第一号の準工業地域若しくは同号の用途地域の指定のない区域のうち同法第十二条の四第一項第一号の地区計画の区域であること。</p> <p>四 条例第十条第一項に規定する対象不動産の取得（以下「対象不動産の取得」という。）を行う者に対して、産業の集積の維持及び促進を行うための市町村の優遇措置が講じられている地域であること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項</p> <p>（産業の集積の促進に関する計画に係る書面）</p> <p>第十条 条例第九条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 産業の集積の促進に関する計画の対象となる地域(以下「対象地域」という。)の名称並びにその区域及び面積、当該対象地域のうち企業等の立地が可能な未利用地の面積並びに都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域</p> <p>二 対象地域内において集積の促進を図る産業</p> <p>三 対象地域内における産業の集積の維持及び促進の目標</p> <p>四 対象地域内における前条第四号の優遇措置の内容</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項</p>

条 例	施 行 規 則
<p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第十条 中小企業者(資本金の額又は出資の総額が一億円以下である会社及び個人をいう。)のうち、産業集積促進地域内において自己の事業(風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で不動産を貸し付ける事業を除く。以下同じ。)の用に供する家屋(自己の事業のため工場、研究所、倉庫(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十八条の規定により港湾管理者が定めた地区に所在するものに限る。)その他産業の集積の維持及び促進に資するものとして規則で定めるものの用に供する部分に限るものとし、住宅に係るものを除く。以下この項において同じ。)を取得した者で規則で定めるものが行った次に掲げる家屋(以下「対象家屋」という。)又はその敷地となる土地(以下「対象土地」という。)の取得(以下「対象不動産の取得」という。)に対して課する不動産取得税については、当該対象不動産の取得に係る不動産取得税額(対象家屋及び対象土地の取得に対して不動産取得税を課する場合にあっては、それぞれの取得に係る不動産取得税額の合計額)から当該税額に係る対象家屋又は対象土地の価格(対象家屋及び対象土地の取得に対して不動産取得税を課する場合にあっては、それぞれの取得に係る価格の合計額)の二分の一に相当する額に税率を乗じて得た額(二億円を超える場合は、二億円)を減額する。</p> <p>一 前条第三項の規定による公示の日以後に取得した家屋(当該家屋を建築した場合の当該家屋の取得にあっては当該公示の日から平成三十六年三月三十一日(同日前に産業集積促進地域の地域の変更又は指定の解除により対象土地が産業集積促進地域に該当しないこととなった場合にあっては、同条第四項において準用する同条第三項の規定による公示の日)までの間(以下この項において「指定期間」という。)に当該家屋の建設の着手が行われた場合における当該取得した家屋、当該家屋を建築した場合以外の場合の当該家屋の取得にあっては指定期間に当該家屋の取得がなされた場合における当該取得した家屋に限る。)</p> <p>二 指定期間に取得した、対象家屋の敷地となる土地(取得の日の翌日から起算して一年以内に、当該土地を敷地とする当該家屋の建設(新築又は増築に限る。)の着手があった場合における当該取得した土地又</p>	<p>(産業集積促進地域における対象家屋)</p> <p>第十一条 条例第十条第一項の産業の集積の維持及び促進に資するものとして規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 倉庫(条例第十条第一項に規定する倉庫を除く。)等の家屋(工場又は研究所に付随するものに限る。)</p> <p>二 他の者に貸し付けることを目的とした工場、研究所、条例第十条第一項に規定する倉庫及び前号に規定する家屋</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定めるもの</p> <p>(不動産取得税の不均一課税の対象者)</p> <p>第十二条 条例第十条第一項の取得した者で規則で定めるものは、産業集積促進地域内において行った対象不動産の取得に関して当該産業集積促進地域の存する市町村が講ずる第九条第四号の優遇措置を受けた者とする。</p> <p>(不動産取得税の不均一課税の対象者の知事の確認申請手続)</p> <p>第十三条 条例第十条第六項の確認を受けようとする者は、対象家屋(同条第一項に規定する対象家屋をいう。以下同じ。)の取得の日以後、産業集積促進地域内における対象不動産の取得に関する確認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の産業集積促進地域内における対象不動産の取得に関する確認申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一 対象家屋を建築した場合の取得にあっては、当該対象家屋の建築に係る工事の請負契約書及び当該請負契約書に係る領収書の写し</p> <p>二 対象家屋を建築した場合以外の当該対象家屋の取得にあっては、当該対象家屋を取得したことを証する書面(当該対象家屋を売買により取得した場合にあっては、当該対象家屋に係る売買契約書及び当該売買契約書に係る領収書の写し)</p> <p>三 対象土地(条例第十条第一項に規定する対象土地をいう。以下同じ。)の取得(売買により取得した場合に限る。)について前項の確認を受けようとする者にあつては、当該土地に係る売買契約書及び当該売買契約書に係る領収書の写し</p> <p>四 対象土地の取得(売買により取得した場合を除く。)について前項の確認を受けようとする者にあつては、当該土地を取得し</p>

条 例	施 行 規 則
<p>は当該家屋の取得（当該家屋を建築した場合の当該家屋の取得を除く。）が行われた場合における当該取得した土地に限る。）</p> <p>2 前項（この項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により減額し、又は減額すべき者で、その減額に係る不動産の存する産業集積促進地域内において新たに対象不動産の取得をしたものに対する前項の規定の適用については、同項中「二億円」とあるのは、「二億円からこの項（第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により減額し、又は減額すべき額（当該規定により減額し、又は減額すべき額の全てを含む。）を減じて得た額」とする。</p> <p>3 知事は、産業集積促進地域において不動産を取得した者に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得をした者から当該不動産取得税について第一項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から三年以内の期間を限って、当該不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。</p> <p>4 府税条例第四十二条の十四及び法第七十三条の二十七の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予の取消し及び第一項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。</p> <p>5 知事は、第三項の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除する。</p> <p>6 第一項の規定による減額を受けようとする者は、あらかじめ当該者が同項に規定する者で規則で定めるものであり、かつ、対象不動産の取得をした者であることについて、知事の確認を受けなければならない。</p> <p>7 第一項の規定による減額を受けようとする者、第三項の申告をしようとする者又は第四項において準用する法第七十三条の二十七第一項の申請をしようとする者は、規則で定める申請書又は申告書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>たことを証する書面</p> <p>五 当該対象不動産の取得に係る対象家屋及び対象土地の登記事項証明書</p> <p>六 対象家屋に係る平面図</p> <p>七 当該産業集積促進地域の存する市町村が講ずる第九条第四号の優遇措置を受けたことを証する書面</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面</p> <p>（不動産取得税の減額又は還付に係る申請の手続）</p> <p>第十四条 条例第十条第七項の規則で定める申請書は、産業集積促進地域内における対象不動産の取得に対する不動産取得税の減額・還付申請書とする。</p> <p>2 前項の産業集積促進地域内における対象不動産の取得に対する不動産取得税の減額・還付申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一 条例第十条第六項の確認を受けたことを証する書面</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面</p> <p>（不動産取得税の徴収猶予に係る申告の手続）</p> <p>第十五条 条例第十条第七項の規則で定める申告書は、産業集積促進地域内における対象不動産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申告書とする。</p> <p>2 前項の産業集積促進地域内における対象不動産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申告書には、次の各号に掲げる取得の区分に応じ、当該各号に定める書面その他知事が必要と認める書面を添付しなければならない。</p> <p>一 対象家屋の取得 当該家屋が自己の事業（風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で不動産を貸し付ける事業を除く。以下同じ。）の用に供する家屋（自己の事業のため工場、研究所、条例第十条第一項に規定する倉庫及び第十一条に規定する家屋の用に供する部分に限るものとし、住宅に係るものを除く。）であることを証する書面</p> <p>二 対象土地の取得 当該土地を取得した日から一年以内に当該土地において対象家屋の建設（新築又は増築に限る。）に着手すること又は当該家屋を取得することを証する書面</p>

条 例	施 行 規 則
<p>(関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設等に係る不動産取得税の不均一課税との調整)</p> <p>第十一条 府税条例附則第二十三条の規定の適用があった不動産の取得に係る不動産取得税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 前条の規定の適用があった不動産の取得に係る不動産取得税については、府税条例附則第二十三条の規定は、適用しない。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(文書等の様式)</p> <p>第十六条 次の各号に掲げる文書等の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 条例第五条及び第八条の風俗営業等を営む法人でない旨の申立書 様式第一号</p> <p>二 第五条第二項の中小製造業法人設備投資確認申請書 様式第二号</p> <p>三 第七条第一項の中小製造業創業法人確認申請書 様式第三号</p> <p>四 第十三条第一項の産業集積促進地域内における対象不動産の取得に関する確認申請書 様式第四号</p> <p>五 第十四条第一項の産業集積促進地域内における対象不動産の取得に対する不動産取得税の減額・還付申請書 様式第五号</p> <p>六 第十五条第一項の産業集積促進地域内における対象不動産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申告書 様式第六号</p> <p>(細則)</p> <p>第十七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>